

新宿区防災会議部会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、新宿区防災会議運営規程第12条の規定に基づき、部会の運営について必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会に付議すべき事項及び理由を付して、部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知しなければならない。

（代理）

第3条 部会に属する委員及び専門委員（以下「部会の委員」という。）は、新宿区防災会議条例（以下「条例」という。）第3条第5項第11号の規定により委嘱された委員及び条例第4条第2項に規定する学識経験のある者のうちから委嘱された専門委員を除き、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は部会の委員とみなす。

（議事）

第4条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員又は専門委員その他の関係者の出席を求めることができる。

（部会の記録）

第5条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

（防災会議への報告）

第6条 部会長は、部会の経過または結果を防災会議に報告しなければならない。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。